



要請書を手渡す吉田さん(右)と受け取る厚生労働省職員。30日、衆院第2議員会館

生活保護 実態見よ

札幌地裁判決受け 厚労省に原告ら

要請書提出

国が2013年8月から3度にわたり実施した生活保護基準引き下げは違憲だとして、全国の生活保護利用者が起こした「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」(いのちのとりで裁判)で、札幌地裁が29日に不当判決を出し

たことを受け、札幌訴訟の原告や弁護士、支援者らは30日、衆院第2議員会館で厚生労働省に要請しました。要請書は、引き下げられる前の生活保護基準に直ちに戻すことや、基準を見直す場合や、基準が確保された再検証可能な方法で利用者の意見を反映させ

る措置を講じることなどを求めています。判決は、基準の見直しに厚労相の裁量権の逸脱があるとはいえず憲法25条違反ではないとして、原告の請求を棄却しました。同訴訟団の渡辺達生弁護士事務局長は「利用者の生活実態に向き合っていない。コロナ

禍で生活保護が注目されるなか、国民に身近で使いやすい制度にする必要がある」と話しました。札幌訴訟団の原告副団長・吉田菰一さん(73)は「私たちの生活実態を理解してもらえなかった」と述べました。吉田さんはデザイナー事務所を経営してい

ましたが、コンピューター化する業界で設備投資ができず立ち行かなくなり自己破産しました。年金と保護費での暮らしか、壊れかけた電化製品を買い替えることもできません。「今の保護費で健康で文化的な生活ができると思いますか」と同省に迫りました。「いのちのとりで裁判全国アクション」共同代表の尾藤廣喜弁護士は、判決で保護費の引き下げは自民党の政策が反映されたと認められたことを同省にただすと、「適正にやっている」とのみ答えました。